

# 文化系サークル共用施設使用の手引

最終決裁者名：理事（教育担当）

（担当部署）

	旦野原キャンパス	挾間キャンパス
部署	学生支援部学生支援課	医学・病院事務部学務課
電話	097-554-7452	097-586-5510
Email	kagaikss@oita-u.ac.jp	gakusomu@oita-u.ac.jp

平成28年9月改訂

### 1. 趣旨

この手引は、大分大学文化系サークル共用施設使用規程第5条の規定に基づき、本学文化系サークル共用施設（以下「共用施設」いう。）の使用に関して必要な事項を定めています。

また、この手引に定めるもののほか、使用に関して必要な事項は、理事（教育担当）（以下「理事」という。）が別に定めます。

### 2. 使用できる施設、使用時間及び休業日等は次のとおりです。

区 分	旦野原キャンパス	挾間キャンパス
施設名	共用施設：部室，会議室，器具庫， 暗室 合唱共用施設：部室 器楽共用施設：部室	文化系サークル共用室， 文化系サークル練習室， 音楽練習室，暗室，印刷室
使用時間	9時から21時まで	9時30分から19時まで
休業日	① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③ 12月28日から1月4日まで ④ 理事が特に必要と認めた日	
使用範囲	文化会に属し，同会から毎年本学に 団体届を提出しているサークル	サークル協議会に属し，同会から毎年 本学に団体届を提出しているサークル
事務取扱	学生支援課	学務課
鍵の貸出 及び返却	事務取扱窓口で鍵を受け取り，使用後は火気のないことを確認し，施錠の上 返却してください。	

### 3. 使用手続等は次のとおりです。

共用施設を使用する場合は、所定の使用願を提出し、下記に示す日程により理事の許可を得てください。ただし、許可に当たり、提出された使用願について使用日時を変更するなどの調整を行うことがあります。

旦野原キャンパス	挾間キャンパス
(共用施設：会議室)  使用する日の1週間前まで	(3日以内の不定期使用) 使用する日の3日前まで
	(4日以上 of 定期的使用) 毎年5月1日まで

4. 使用時の注意事項は次のとおりです。

- ① 使用責任者は、この手引に定めるもののほか、施設等の保全に注意して使用してください。
- ② 使用者の故意又は過失により、施設・設備及び備品等を破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- ③ 使用責任者は、使用の許可を得た部屋を他の人に転貸できません。
- ④ 使用者が、この手引に違反した場合は、その使用を中止又は取り消すことがあります。

# 文化系サークル共用施設時間外使用願

平成 年 月 日

大分大学理事（教育担当） 殿

大分大学文化会会長\_\_\_\_\_

サークル顧問教官名\_\_\_\_\_

使用サークル代表者\_\_\_\_\_

下記により，施設の使用を許可願います。

## 記

1 使用形態 ① 部室夜間使用 ② その他（ ）

2 使用サークル名 \_\_\_\_\_

3 日 時 自 平成 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分  
至 平成 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分

4 使用責任者 学部\_\_\_\_\_ 学籍番号\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

5 使用理由

.....

.....

.....

.....

**【注意事項】**

- ・ 本書類は、原則として使用希望の5日前までに文化会本部を通じて提出すること。
- ・ サークル代表者は部長，使用責任者は時間外使用する現場での責任者とする。
- ・ 顧問教官のいないサークルはその旨を明記すること。
- ・ 使用理由の欄はできる限り細かく記入し、使用の必要性を明確に記入すること。
- ・ 提出の際は、本書類2枚に加え使用者の名簿を別に添えること。

## 文化系サークル共用施設（土・日曜・祝祭日）使用願

平成 年 月 日

大分大学理事（教育担当） 殿

大分大学文化会会長\_\_\_\_\_

サークル顧問教官名\_\_\_\_\_

使用サークル代表者\_\_\_\_\_

下記により，施設の使用を許可願います。

1 使用サークル名 \_\_\_\_\_

2 日	時	平成	年	月	日( )	時	分	～	時	分
		平成	年	月	日( )	時	分	～	時	分
		平成	年	月	日( )	時	分	～	時	分
		平成	年	月	日( )	時	分	～	時	分
		平成	年	月	日( )	時	分	～	時	分
		平成	年	月	日( )	時	分	～	時	分
		平成	年	月	日( )	時	分	～	時	分
		平成	年	月	日( )	時	分	～	時	分
		平成	年	月	日( )	時	分	～	時	分

3 使用責任者 学部\_\_\_\_\_ 学籍番号\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

4 使用理由

.....

.....

.....

.....

## 【注 意 事 項】

- ・ 本書類は，原則として使用希望の5日前までに文化会本部を通じて提出すること。
- ・ サークル代表者は部長，使用責任者は時間外使用する現場での責任者とする。
- ・ 顧問教官のいないサークルはその旨を明記すること。
- ・ 使用理由の欄はできる限り細かく記入し，使用の必要性を明確に記入すること。

# 大分大学文化系サークル共用施設使用規程

平成16年4月1日制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則第65条第2項の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）の文化系サークル共用施設（以下「共用施設」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 共用施設は、本学の学生及び文化系サークル団体の課外活動に寄与することを目的とする。

## (管理運営)

第3条 共用施設の管理運営責任者は、学長が指名する理事（以下「理事」という。）とする。

## (事務)

第4条 共用施設に関する事務は、学生支援部学生支援課において処理する。

## (雑則)

第5条 共用施設に関し必要な事項は、理事が別に定める。

### 附 則（平成16年規程第100号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年規程第61号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則（平成24年規程第91号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

### 附 則（平成25年規程第47号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

---

(履歴)

平成 2 1 年 4 月 1 日作成

平成 2 8 年 9 月 1 日改訂